

日程第15 議案第10号 橋本市個人情報保護法施行条例について

○議長（小林 弘君）日程第15 議案第10号 橋本市個人情報保護法施行条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 高本君。

○8番（高本勝次君）お聞きします。個人情報保護条例施行第1条のところ、これを廃止するというところで書かれておりますんですが、これがあるからこそ個人情報が守られていたということがあるんですけども、個人情報をこれから一体どんなふうに保護されていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のご質問にお答えいたします。

今回のこの条例の廃止の件についてのおただしだというところだと思うんですが、その背景といいますか前段にございますのが、国の法改正がございまして、社会全体のデジタル化に対応しまして、個人情報保護法とデータ通信の両立をめざして、それぞれ国ですとか公共団体、民間、各団体を、個人情報を保護するためのルールといいますか、法が異なっておりました。それを一本化して、国のほうで個人情報保護法というものを制定されましたので、それに基づきまして本市の個人情報保護条例は廃止すると、こういう動きになってございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そういう説明はそれで分かるんですけども、具体的に、どうやって

これを廃止することによってどんなふうに個人情報を守られるのか、ちょっと説明を加えてほしいと思います。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）今の説明のとおりなんですけれども、個人情報保護条例ではなくて国の法律が新たにできましたので、その法律の下で個人情報を保護していくというところでございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第10号については、総務委員会に付託いたします。

日程第16 議案第11号 橋本市情報公開・個人情報保護審査会条例について

○議長（小林 弘君）日程第16 議案第11号 橋本市情報公開・個人情報保護審査会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）55ページの条例の条文の組織ですかね、第3条、審査会は委員5人をもって組織する。この5人とはどのような方なのか。あと、公開とかの依頼があつて受理されて、答えを出すまでの期間というのはどれぐらいを定めておるんですか。お願いします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、ご質問いただきました5人なんですけれども、本市では

今回新たな条例といたしまして、情報公開・個人情報保護審査会条例という形で制定していくんですが、そもそもは、情報公開審査会と個人情報保護審査会というのは別々の審査会として本市の場合は運用しておりました。それを国のほうでは審査会として一本になっておりますので、それに準じた形で、もともと別々だった審査会を一つにするというような形でございます。

現在もそれぞれの審査会の方が5名ずついらっしゃるんですが、全く同じメンバーとなっております。そのメンバーの構成といたしましては、弁護士が1名、それから、市民の代表としまして4名の方がそれぞれ審査会の委員ということで今実際に動いていただいております。その方々の任期も令和5年3月31日までとなりますので、今回の条例によりまして、新たに令和5年4月1日から同じような構成のメンバーでスタートするというようなところでございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）2回しかないので答弁もれで一つ。この5人の皆さんに公開条例が来たときに、この条例に基づいて返答の期間というのは、いつもだいたい1週間か2週間で返答が返ってくるみたいな感じなんですけど、この条例に基づいて何日ぐらいの期間を設定しておられるのか。答弁もれでお願いします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）次の情報公開条例の一部改正のところで日数というのが出てくることになっておるんですけれども、情報公開条例の一部改正の中で、第6条に関する改正ということで、65ページの第10条の第3項の中で開示の決定に要する期間ということで、今回については、以前の条例の中では60日と

定めておりましたが、45日という形で定めるように今回提案させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）もう1個別のことを聞きます。よろしいですか。2回目の質問とさせていただきます。あとは聞きたいのはこの5人、任期は別として、弁護士先生が1人いらっしゃる。市民代表4人の選定基準の根拠と、どうやって選んでいるのかということですか。これを二つ目の質問とします。

もし答えるのであれば次のやつになるんですけど、だいたい僕ら45日って今勉強になったんであれなんですけども、開示請求をしてから45日なのか、この5人の審査の人たちが、これは情報公開できるよという受理の日にならぬ、日にちの45日の定義ですね、これがちょっと分からないです。出した日、総務課へ行って受理してもうてから45日なのか、そっち側、当局側が、開始の日にならぬというのは変わらぬと思うんです。出した日にちがずれてくると思うんですけど、この45日の始まりの日にならぬをどういうふうな解釈をしとるかということをお聞きしたいだけです。よろしくお願いします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず一点目の委員の基準という表現をなさったと思うんですけども、基準についてなんですけれども、今現状の委員につきましても弁護士1名、市民の団体の方4名という委員の方々に委員を今、請け負っていただいているといたしますか、委員になっていただいております。基本的に法的な話も出てくるようなケースが多々ございますから、弁護士については1人入っていただいております。市民の代表の方につきましても、様々な見地からご意見を頂

戴する必要がございますので、明確な基準というのは、どの団体からどのようなところとは設定としてはないんですけれども、様々な見地から物事をアドバイスいただけるような方々を公募しているというようなところであります。

あと、もう一点の45日の起点といたしますか、いつの日からなのかということなんですけれども、請求があった日からとなっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）僕もその点が気になっていたんですけども、以前から気になっていたんですけども、こういった場合、市民の代表の方々が何人か選ばれて、いろんな会議とか組織に入られているんですけども、顔ぶれが結構重なっている方が多いというのが前から気になっていたんです。それは悪いことじゃないと思うんですよ。別にそれが問題があるとかいう話をしているのではなくて、以前にもお話しさせてもらったんですけども、市民団体とか行政の新たな受皿となる団体を育てていかなければいけないという話を大分前にさせてもらったんですけども、当時、森川副市長やったかな、が、やはりそういった団体を育てていって、橋本市の市の受皿として業務委託とかもどんどんしていかないと、今こうやって職員が減っていく中でというような話云々から来ているのに、そういった会議で同じメンバーの方が重なっているというのは、その受皿が育ってないというような話になってきてしまうので、今回公募されるということなんですけども、同じメンバーのそういったいろんな団体に加入されている方が、また同じような形でこの会議に来られるのかなというような形になってしまうと、知識

を有する方がというように条例でもうたっているんやから、やはりそういった方をどんどんどんどん新たに探していくというのも大事やと思うんですけども。重なったらあかんという話をしとるんとちゃうんですよ。探していくべき部分もあると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず今回の情報公開審査委員と個人情報保護審査会の審査委員、この方々が一緒になるという意味からすれば、国の審査の規定が一つになっているところでそれに合わせたということなので、ご理解ください。

それから、先ほどおっしゃられた様々な方に対して入っていただくということなんですけど、今入っていただいている市民代表の方につきましても、人権関係の知識をお持ちの方ですとか、元県の職員ですとか、様々な方となっております。議員がおっしゃられたように、様々な観点から個人情報の保護ですとか情報公開に対する意見を賜りたいというのはございますので、行政としましてもいろんな方に、こちらの委員のほうにも参加できるような形で働きかけを行っていきたく思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

8番 高本君。

○8番（高本勝次君）説明してほしいんですけども、5条の3のところの保有個人情報という、ちょっと意味が分かりにくいので説明をお願いしたいようなことと、もう一つは、9条の2のところの最後の文言なんですけども、審査会がその必要がないと認めるときはこの限りでないということで、意見を聞かないこともあり得るということになるんですけども、具体的にどんな場合にそんなことが起

こるのか。やっぱり求めているところなんで、こんなことがあったらどうかなと思ったりしますので、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、すいません、最初のところが3条ってお伺いしたように思ったんですが、組織の話でございませうか。

○議長（小林 弘君）高本議員、6条の3でよろしいですか。

○8番（高本勝次君）6条でした、すいません。6条の3の項目のところで、保有個人情報って意味が分かりにくくなって。申し訳ないですけど。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）大変失礼しました。保有個人情報と申しますのは、市が持っている様々な個人情報として、その方個人の、分かりやすく言うとお名前ですとかご住所、それから年齢、その他全てを含む情報となっています。

それから二点目の審査会が必要がないと認めるときはこの限りではない。聞く必要がない、審査会が聞かない場合もあるというのはどういようなケースかというところなんですけど、明らかに不正な利用をしようといういようなのが分かるようなケースですとか、個人個人が争うべき内容に対して請求が上がってくるようなケース、こういった場合を想定しております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第11号については、総務委員会に付託いたします。

日程第17 議案第12号 橋本市情報公開条

例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第17 議案第12号 橋本市情報公開条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）今度のこの改正の個人情報保護条例の中でも一番問題になるのが、匿名加工情報の利活用だと思うんです。個人名が出ないからそれを公開することができて、それを民間の事業所とかも請求することができると。その辺で、63ページの第6条、公文書の開示義務の中の1の2、ここのところに、匿名加工情報も開示することができるというふうに書いてあるというふうに読んだんですけども、それでいいのかどうか。

それと、匿名加工情報というのは、取りあえず今のところといいますか、一般市町村に対してはできる規定が適用されてて、また、絶対しなあかんというふうなものではない。それぞれの自治体によってこれに対して対応がいろいろあると思うんですけども、できれば適用していただきたくないなと思っているんですけど、この条例の中で既定のものとして扱われているのではないかなと思うんですけども、その辺、私の解釈で間違いがないのかということも含めてお願いします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）この第6条の部分に関しましては不開示情報ということで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開条例の5条に準じて整備したものであります。議員がおっしゃられていました行政機関での匿名加工情報の取扱いに関する規定だと思うんですけども、こちらに関しましては、企業によるビッグデータの

活用等というようなところでオープンデータ化するというようなものになると思いますので、本市におきましては議員がおっしゃられたように義務規定がないので、現時点では、こちらの加工情報に関する規律を定める予定はございません。つまり出していかない、規定しないというところでございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）分かりました。ただ、この条文、要するに条文を読み解く力がないだけだとは思んですけども、この条文ではそういうことが書いてあるということでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）この条文に関してはそういうことが書いてあるということですが、基本的には議員がおっしゃられたみたいにして規定になっておりますので、本市においてはやっつけていかないという方向でございします。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市情報公開条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第18 議案第13号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市報酬及び費用

弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時25分まで休憩いたします。

（午前10時14分 休憩）

日程第19 議案第14号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第19 議案第14号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。